

柏原市立歴史資料館の入館料(案)について

柏原市立歴史資料館の入館にあたっては、受益者負担の観点から、今後以下のとおり入館料をご負担いただくよう検討しています。

分 類	入館料(円) (1人1回につき)	年間入館料(円) (1人につき)
中学生以下	無 料	—
高校生		
大学生		
一 般	200	600

備考

- ・「一般」とは、「中学生以下」、「高校生」、「大学生」以外の者。
- ・「年間入館料」とは、当該入館料を納付した日の当日から起算して1年を経過する日までの間、同一人が回数について制限を受けることなく入館することができる入館料。
- ・障がい者とその介助者1名は無料。(身体障害者手帳その他の証明書類を入館の際に提示すること。)
- ・高校生・大学生(大学、高等専門学校及び高等学校並びにこれらに準ずる学校に在学する者)は、学生証その他の証明書類を入館の際に提示すること。